

令和5年第3回遠軽地区広域組合議会（定例会）会議録

1 期 日 令和5年12月8日（金曜日） 10時00分開会  
2 場 所 遠軽町議会議場

---

議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明  
日程第 4 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 5 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 6 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 7 議案第1号 オホーツク町村公平委員会の規約の変更について  
日程第 8 議案第2号 遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について  
日程第 9 議案第3号 遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について  
日程第10 議案第4号 遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設条例の一部改正について  
日程第11 議案第5号 遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について  
日程第12 議案第6号 令和5年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）  
日程第13 認定第1号 令和4年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について

---

出席議員（12名）

1 番	渡 辺 清 夏 君	2 番	小 形 秀 和 君
3 番	渡 部 正 騎 君	4 番	山 本 悟 君
5 番	高 田 映 二 君	6 番	高 橋 紀 久 君
7 番	秋 元 直 樹 君	8 番	山 本 栄 子 君
9 番	黒 坂 貴 行 君	10 番	村 田 一 志 君
11 番	佐 藤 昭 男 君	12 番	杉 本 信 一 君

---

列席者

管 理 者 佐々木 修 一 君 代表監査委員 村 瀬 光 明 君

---

#### 出席説明員

副 管 理 者	武 田 温 友 君	副 管 理 者	刈 田 智 之 君
副 管 理 者	舟 木 淳 次 君	会 計 管 理 者	奥 山 隆 男 君
事 務 局 長	門 脇 和 仁 君	次 長	兼 田 信 広 君
消 防 長	門 脇 和 仁 君	消 防 署 長	会 田 政 敏 君
消 防 署 長	会 田 政 敏 君	消 防 課 長	菊 地 貴 博 君
消 防 課 長	菊 地 貴 博 君	予 防 課 長	林 史 久 君
衛 生 施 設 課 長	田 宮 克 彦 君	出 納 課 長	遠 藤 新 一 君
総 務 課 主 幹	兼 田 篤 君		

---

#### 事務局出席者

事 務 局	中 村 正 憲 君	事 務 局	青 山 喬 紀 君
事 務 局	西 川 広 大 君		

---

10時00分 開会

#### ○議長（杉本信一君）

本日をもって招集されました、令和5年第3回遠軽地区広域組合議会定例会を開会いたします。  
ただちに、本日の会議を開きます。

会議に先立ちまして、事務局をして諸般の報告をします。

#### ○事務局（中村正憲君）

御報告いたします。

本日の出席議員は、12名であります。

定足数に達しております。

本日の列席者は佐々木管理者、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、事務局からの出席者につきましては、お手元に配付のとおりであります。

本日の議事日程は13までとなっております。

なお、工事等の発注状況を配付しておりますので、お目通しのほどお願いいたします。

以上で、報告を終わります。

#### ○議長（杉本信一君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第84条の規定により、6番高橋議員、7番秋元議員を指名いたします。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

会期は本日1日としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって会期は本日1日と決定いたしました。

日程第3 管理者の行政報告と提出案件要旨説明を求めます。

佐々木管理者。

#### ○管理者(佐々木修一君)

令和5年第3回遠軽地区広域組合議会定例会の開会に当たり、議員の皆様には、大変お忙しい中御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、令和5年第2回遠軽地区広域組合議会臨時会以降における行政について、御報告いたします。

事務局・消防本部、消防署新庁舎建設事業につきましては、現在、一体的な庁舎整備を進める遠軽町において建設場所である前庭の整地を行うとともに、新庁舎建設工事の施工者を選定するため、総合評価一般競争入札の公告を行ったところであり、今後、施工者を決定し技術提案を反映させながら令和6年2月中に実施設計を作成、3月から工事に取り掛かる予定であります。

次に、衛生関係ですが、遠軽町向遠軽に建設中のマテリアルリサイクル推進施設建設事業につきましては、令和6年3月31日の工期に向けて順調に進捗しているところであり、12月末には本体工事が完成し、令和6年1月から性能確認のため試運転を行い、性能試験を実施する予定であります。

湧別町福島に建設中の一般廃棄物最終処分場建設事業につきましては、埋立地建設工事は用地造成工事が順調に進捗しているところであり、浸出水処理施設建設工事は実施設計を進めているところであります。

また、日常の施設運転に関しましては、機器類に大きな故障もなく安定稼働しており、円滑な処理が行われている状況であります。

今後も構成3町との連携を密にし、引き続き、ごみの減量化に協力いただくとともに、適正な施設の維持管理を行ってまいります。

次に、消防関係につきまして申し上げます。

10月末日現在の火災発生状況につきましては、建物火災が10件、車両火災が5件、その他火災が8件の合計23件で、昨年同時期と比較しますと9件の増加となっております。

これから寒さも厳しくなり、火気の使用が増加し火災発生リスクが高まってまいりますので、住民の皆様のかげがえのない生命と財産を守るため予消防に力を注いでまいります。

同じく10月末日現在の救急出場状況につきましては、出場件数が1,395件、搬送人員は1,293人であり、昨年同時期と比較しますと、出場件数が118件、搬送人員が129人、それぞれ減少となっております。

次に、本議会に提出いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」は、北海道市町村職員退職手当組合に後志広域連合が加入することに伴い、北海道市町村職員退職手当組合同規約の一部を変更する規約を

専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第2号「専決処分の承認を求めることについて」は、事務局・消防本部、消防署新庁舎建設事業について、遠軽町が新庁舎建設工事にかかる債務負担行為を設定することに合せて、遠軽地区広域組合も債務負担行為を設定する必要が生じたため、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第1号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

承認第3号「専決処分の承認を求めることについて」は、災害時に消防職・団員を招集する順次指令装置が故障により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第2号）を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号「オホーツク町村公平委員会の規約の変更について」は、令和6年4月1日からオホーツク町村公平委員会の共同設置地方公共団体長を大空町長から興部町長に変更するため規約の一部を改正するものです。

議案第2号「遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について」は、管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第3号「遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について」は、令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給与を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第4号「遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設条例の一部改正について」は、令和6年4月1日からマテリアルリサイクル推進施設の供用を開始するにあたり、施設の位置及び管理運営に関し必要な事項を定めるほか、一般廃棄物手数料について、周辺自治体との均衡を図るとともに燃料費や資材の高騰など社会経済情勢の実情に即する改定を行うため、本条例を定めるものです。

議案第5号「遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について」は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準を見直しするとともに、固体燃料を用いた火気設備等に係る規定を整備するため、本条例を定めるものです。

議案第6号「遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）」について御説明いたします。

歳入については、繰越金を追加計上し、歳出については、衛生費及び消防費に職員給与改定等に伴う給料、職員手当等、共済費を追加計上するほか、令和6年度採用予定者の被服費として需用費を追加計上するものであります。

次に、債務負担行為の補正につきましては、遠軽町との一体的な庁舎建設をするため、令和5年度から令和7年度までの期間に、33,110千円を限度額として、遠軽町新庁舎建設工事監理業務委託負担金の債務負担行為を設定するものであります。

認定第1号は「令和4年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について」であります。

歳入の決算総額は、20億72,381千円、歳出の決算総額は、19億98,228千円で、歳入歳出差引残額は、74,153千円となっております。

これらにつきましては、監査委員の意見書を付して、議会の認定を求めるものであります。

さらに、令和4年度組合事業の詳細につきましては、別冊の事務報告のとおりでございますの

で、御参照をお願い申し上げます。

以上が、本議会に提案をいたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当課長等から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（杉本信一君）**

日程第4 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

**○総務課長（宗村政彦君）**

承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合の規約を変更することについて、専決処分いたしましたので同法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、専決第2号専決処分書をお開き願います。

専決第2号につきましては、北海道市町村職員退職手当組合の規約を変更することについて、別紙のとおり専決処分したもので、専決処分を行った日は、令和5年9月4日であります。

専決処分の理由といたしましては、北海道市町村職員退職手当組合に後志広域連合が加入することに伴う規約の一部変更について、組合議会を招集し協議する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分したものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料、北海道市町村職員退職手当組合規約（抜粋）新旧対照表をお開き願います。

別表第2号一部事務組合及び広域連合の表、後志管内の項中「南部後志衛生施設組合」の次に「後志広域連合」を加えるものであります。

以上で、参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則といたしましては、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行するものであります。

以上で、承認第1号の説明を終わります。

よろしく御承認賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（杉本信一君）**

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第5 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

#### ○総務課長（宗村政彦君）

承認第2号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算第1号を定めることについて、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページ、専決第3号専決処分書をお開き願います。

専決第3号につきましては、事務局・消防本部、消防署の新庁舎建設事業について、一体的な庁舎整備を進める遠軽町が新庁舎建設工事にかかる債務負担行為を設定するにあたり、当該工事にかかる遠軽地区広域組合が負担する債務負担行為を設定する必要があるため、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算第1号を定めることについて、令和5年9月7日に専決処分したものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽地区広域組合一般会計補正予算第1号につきましては、第1条債務負担行為の補正を行うもので、既定の歳入歳出予算の総額に変更はありません。

債務負担行為につきましては、第1表債務負担行為により御説明いたします。

次のページ、第1表債務負担行為をお開き願います。

債務負担行為の追加といたしまして、遠軽町新庁舎建設工事負担金につきましては、令和5年度から令和7年度までの期間につきまして、18億3,140万9千円を限度額として債務負担するものであります。

債務負担行為にかかる調書につきましては、2ページ、3ページに記載をしておりますので、後ほど御照覧をお願いいたします。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

#### ○議長（杉本信一君）

これより、質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第6 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

**○総務課長（宗村政彦君）**

承認第3号専決処分の承認を求めることについて御説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算第2号を定めることについて、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものであります。

次のページ、専決第4号専決処分書をお開き願います。

専決第4号につきましては、災害時に消防職員及び消防団員を招集する順次指令装置の故障により、緊急に補正予算の必要が生じたため、令和5年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算第2号を定めることについて、令和5年10月10日に専決処分したものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽地区広域組合一般会計補正予算第2号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ320万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億380万3千円としたものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

次のページ、1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正の1歳入から御説明いたします。

5款繰越金1項繰越金に320万円を追加し、総額を720万円としたものです。

これによりまして、歳入合計45億60万3千円に320万円を追加し、総額を45億380万3千円としたものであります。

次に、2歳出について御説明いたします。

次のページ、2ページをお開き願います。

4款消防費3項消防施設費に320万円を追加し、1億905万7千円としたものです。

これによりまして、歳出合計45億60万3千円に320万円を追加し、総額を45億380万3千円としたものであります。

次に、3ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

4款3項1目消防施設費320万円の追加につきましては、災害時に消防職員及び消防団員を招集する順次指令装置が故障したため、修繕料に320万円を追加したものです。

次に、2歳入について御説明いたします。

前のページ、6ページにお戻り願います。

5款1項1目繰越金320万円の追加は、消防分として320万円を追加したものであります。

以上で、承認第3号の説明を終わります。

**○議長（杉本信一君）**

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、承認第3号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第7 議案第1号オホーツク町村公平委員会の規約の変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

#### ○総務課長（宗村政彦君）

議案第1号オホーツク町村公平委員会の規約の変更について御説明いたします。

提案理由といたしまして、令和6年4月1日からオホーツク町村公平委員会の共同設置地方公共団体長を大空町長から興部町長に変更するため、改正を行うものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、オホーツク町村公平委員会規約の一部を変更する規約についてであります。

別紙を省略いたしまして、参考資料について御説明いたします。

次のページ、参考資料をお開き願います。

参考資料につきましては、オホーツク町村公平委員会規約（抜粋）新旧対照表であります。

第3条第1項中、大空町（以下、共同設置団体長たる「地方公共団体」という。）の長を、興部町（以下、共同設置団体長たる「地方公共団体」という。）の長に改めるものであります。

別紙にお戻り願います。

附則といたしまして、この規約は令和6年4月1日から施行するものであります。

説明については以上であります。

#### ○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第1号オホーツク町村公平委員会の規約の変更についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第2号遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを議題とします。



提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

#### ○総務課長（宗村政彦君）

議案第2号遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定について御説明いたします。

提案理由といたしまして、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例を整備するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例です。この条例は、2条からなる本則で構成しています。

第1条は条例の趣旨についてであり、この条例は地方自治法の規定に基づいて、管理者等の遠軽地区広域組合に対する損害賠償責任の一部の免責に関し、必要な事項を定めることを規定しています。

第2条は管理者等の損害賠償責任の一部免責についてであり、管理者等の遠軽地区広域組合に対する損害賠償責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額から基準給与年額に、第1号から第4号までの区分に応じる数を乗じて得た額について免れるものとするものであり、区分に応じた数は管理者が6、副管理者又は監査委員は4、消防長は2、職員は1であります。

附則といたしまして、この条例の施行期日は公布の日からとするものであります。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

#### ○議長（杉本信一君）

この件に関しまして、御報告をいたします。

議案第2号遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についての審議につきましては、地方自治法第243条の2第2項の規定により、議決の前に監査委員の意見を聴かなければならないこととされております。

議長において、11月24日付けで遠軽地区広域組合監査委員の意見を求めたところ、11月27日付けで、本条例の制定及び内容に同意する旨の回答をいただいておりますことを御報告いたします。

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと、認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第2号遠軽地区広域組合管理者等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の制定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第3号遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正についてを議題とします。  
提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

#### ○総務課長（宗村政彦君）

議案第3号遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、令和5年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に鑑み、一般職の職員の給与を改定するため、本条例を定めるもので本年の給与改定につきましては、給料月額と、期末・勤勉手当の支給割合を改定するものです。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合職員給与条例の一部を改正する条例です。

この条例は施行期日の違いにより、2条の構成となっています。

改正の内容につきましては、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

参考資料の1ページ、遠軽地区広域組合職員給与条例（抜粋）新旧対照表（第1条関係）を、お開き願います。

第1条関係は、令和5年度に影響する改正であります。

第24条・第24条の2は、期末手当の支給割合に関する規定であります。

第24条の2第2項及び第3項において、一般職の支給割合を「100分の120」から、0.05か月分引上げ「100分の125」に改め、第3項において、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を「100分の67.5」から、0.025か月分引上げ「100分の70」に改めるものであります。

第25条、第25条の2は、勤勉手当の支給割合に関する規定であります。

第25条第2第1号において、一般職の支給割合を「100分の100」から、0.05か月分引上げ「100分の105」に改め、第2号において、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を「100分の47.5」から、0.025か月分引上げ「100分の50」に改めるものです。

改定は令和5年12月1日に遡って適用するもので、これにより12月期の期末と勤勉手当を合わせた賞与の支給割合を一般職で、0.1か月分引上げることにより、2.3か月分とし、6月期に支給した2.2か月分と合わせて、年間の支給割合を4.5か月分とするもので、定年前再任用短時間勤務職員については、0.5か月分引上げることにより、1.2か月分とし、6月期に支給した、1.15か月分と合わせて、年間の支給割合を2.35か月分とするものです。

2ページをお開き願います。

7ページまでの別表第1（第5条関係）は、一般職給料表であり、給料月額を平均1.1%引き上げるものであります。

具体的には、民間企業における初任給の動向や公務において人材確保が喫緊の課題であることを踏まえ、一般職大学卒の初任給を11,000円、高校卒の初任給を12,000円、それぞれ引上げるとともに、初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を次第に減らす形で、1級の5.2%から5級以上の0.3%まで、給料表の引上げ改定を行うもので、改定は令和5年4月1日に遡って適用するものであります。

参考資料の 8 ページ、遠軽地区広域組合職員給与条例（抜粋）新旧対照表（第 2 条関係）をお開き願います。

第 2 条関係は、令和 6 年度から影響する改正であります。

第 2 4 条・第 2 4 条の 2 は、期末手当の支給割合に関する規定で、第 2 4 条の 2 第 2 項及び第 3 項において、一般職の支給割合を「100 分の 125」から、0.025 か月分引下げ「100 分の 122.5」に改め、第 3 項において、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を「100 分の 70」から、0.0125 か月分引下げ「100 分の 68.75」に改めるものです。

第 2 5 条、第 2 5 条の 2 は、勤勉手当の支給割合に関する規定で第 2 5 条の 2 第 1 号において、一般職の支給割合を「100 分の 105」から、0.025 か月分引下げ「100 分の 102.5」に改め、第 2 号において、定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を「100 分の 50」から 0.0125 か月分引下げ「100 分の 48.75」に改めるものです。

改定は令和 6 年 4 月 1 日から適用するもので、これにより第 1 条で期末と勤勉手当を合わせて引上げた賞与の支給割合を一般職で、2.3 か月分から 0.05 か月分引下げることにより、2.25 か月分として、6 月期と 12 月期を合わせた年間の支給割合を 4.5 か月分とするもので、定年前再任用短時間勤務職員については、1.2 か月分から 0.025 か月分引下げることにより、1.175 か月分として、6 月期と 12 月期を合わせた年間の支給割合を 2.35 か月分とするものです。

以上で、参考資料の説明を終わりました、別紙にお戻り願います。

附則といたしまして、第 1 項から第 3 項までは施行期日等を規定するもので、第 1 項の施行期日は公布の日からであります。

ただし、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日からであります。

第 2 項では、第 1 条による改正後の給与条例のうち、一般職給料表の改定は令和 5 年 4 月 1 日から適用することを規定しています。

第 3 項では、第 1 条による改定後の給与条例のうち、期末・勤勉手当の改定は令和 5 年 12 月 1 日から適用することを規定しています。

第 4 項は、改定前の給与条例の規定により支給された給与は改正後の給与条例の内払いとすることを規定しています。

以上で、議案第 3 号の説明を終わります。

よろしく、御審議をお願いいたします。

#### ○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第 3 号遠軽地区広域組合職員給与条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第4号遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

田宮衛生施設課長。

#### ○衛生施設課長（田宮克彦君）

議案第4号遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、令和6年4月1日からマテリアルリサイクル推進施設の供用を開始するにあたり、施設の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めるほか、一般廃棄物処理手数料について、周辺自治体との均衡を図るとともに燃料費や資材の高騰など社会経済情勢の実情に即するよう改定を行うため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設条例の一部を改正する条例です。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料、遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設条例新旧対照表をお開き願います。

第2条の名称及び位置について、第2条の表に次のように加えるものであります。

名称、遠軽地区広域組合えんがるリサイクルセンター。

位置、遠軽町向遠軽297番地1外。

第8条の一般廃棄物処理手数料について、第8条第1項中「30円」を「80円」に改めるものであります。

同条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加えるものであります。

第8条第2項、前項に規定する一般廃棄物のうち、容器包装廃棄物等（空き缶、空き瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡スチロール）は、無料とする。

ただし、事業者が排出するものについては、前項に規定する一般廃棄物処理手数料を徴収するものとする。

以上で、参考資料の説明を終わります。別紙にお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日から施行するものであります。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

#### ○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

2番、小形議員。

#### ○2番（小形秀和君）

はい、2番。

料金が今までより30円から80円に上がっているということなんですけど、一般的には30円が普通1.5倍だとか、2倍だとかという、それを超えている額だと思うんですけど。

これの算定の根拠というか、それに近隣のことを勘案してだと思んですけども、ちょっとあ

まりにもちょっと金額が大きくなっていったような気はするんです。

その辺はどのようになっているのかお聞きしたい。

○衛生施設課長（田宮克彦君）

はい、議長。

○議長（杉本信一君）

田宮衛生施設課長。

○衛生施設課長（田宮克彦君）

算定にあたりましては、あくまでも網走管内、オホーツク管内の平均額とさせていただきます。

現在ですね、遠軽町30円ということで管内最低であります。

高いところでは、100円という自治体もあります。

あくまでも、そこまではちょっとあまりにも上げ幅が大きいかないということで、平均として80円を算定としてさせていただきました。

以上です。

○議長（杉本信一君）

よろしいですか。

ほか、ございませんか。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第4号遠軽地区広域組合一般廃棄物処理施設条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第5号遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

林予防課長。

○予防課長（林史久君）

遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正について御説明いたします。

提案理由といたしまして、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、蓄電池設備の位置、構造及び管理の基準を見直すとともに、固体燃料を用いた火気設備等にかかる規定を整備するため、本条例を定めるものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

別紙につきましては、遠軽地区広域組合火災予防条例の一部を改正する条例であります。

別紙を省略いたしまして、参考資料、新旧対照表により御説明いたします。

次のページ、参考資料、遠軽地区広域組合火災予防条例新旧対照表、1ページをお開き願います。

第11条第1項第1号中「浸入する」を「浸透する」に改め、同条第1項第3号の2中「キュービクル式のものにあつては」を削ります。

第11条の2第1項第4号中「雨水等」を「その筐体は雨水等」に改めます。

2ページをお開き願います。

第13条第1項を次のように改めます。

蓄電池設備（蓄電池容量が10キロワット時以下のもの及び蓄電池容量が10キロワット時を超え20キロワット時以下のものであつて蓄電池設備の出火防止措置及び延焼防止措置に関する基準第2に定めるものを除く。以下同じ。）は、地震等により容易に転倒し、亀裂し、又は破損しない構造とすること。

この場合において、開放形鉛蓄電池を用いたものにあつては、その電槽は、耐酸性の床上又は台上に設けなければならない。

第13条第3項を次のように改めます。

第3項第1項に規定するもののほか、屋外に設ける蓄電池設備にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保たなければならない。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第13条第4項中「第2項並びに本条第1項」を「第11条の2第1項第4号」に改めます。

第51条第13号中「蓄電池設備」の次に「（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）」を加えます。

3ページを御覧願います。

別表3中、厨房設備の項に固体燃料に関する規定を加えます。

以上で参考資料の説明を終わります。別紙2ページにお戻り願います。

附則といたしまして、この条例は、令和6年1月1日から施行するものであります。

第2項から第4項まで経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に設置されている燃料電池発電設備、変電設備、内燃機関を原動力とする発電設備及びこの条例に改正後の遠軽地区広域組合火災予防条例、以下新条例と説明します。

第13条第1項に規定する蓄電池設備又は現に設置の工事中である燃料電池発電設備等のうち、新条例第11条第1項第3号の2の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお、従前の例によるものとします。

また現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備のうち、新条例第13条第1項の規定に適合しないものについては、この規定にかかわらず、なお従前の例によるものとします。

新条例第13条第1項に規定する蓄電池設備に新たに該当することとなるもののうち、この条例の施行の際、現に設置されているもの及びこの条例の施行の日から起算して2年を経過する日までの間に設置されたもので、同条の規定に適合しないものについては、当該規定は適用しません。

以上で、議案第5号の説明を終わります。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第5号遠軽地区広域組合火災予防条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第6号令和5年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

提出者の説明を求めます。

宗村総務課長。

#### ○総務課長(宗村政彦君)

議案第6号令和5年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

令和5年度遠軽地区広域組合の一般会計補正予算第3号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,209万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ45億1,589万8千円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正により御説明いたします。

債務負担行為につきましては、第2表債務負担行為により御説明いたします。

次のページ、1ページをお開き願います。

第1表歳入歳出予算補正、歳入から御説明いたします。

5款繰越金1項繰越金に1,209万5千円を追加し、1,929万5千円とするものです。

これによりまして、歳入合計45億380万3千円に1,209万5千円を追加し、総額を45億1,589万8千円とするものであります。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページ、2ページをお開き願います。

3款衛生費1項清掃費に24万円を追加し、32億4,332万4千円とするものです。

次に、4款消防費1項常備消防費に1,185万5千円を追加し、10億4,411万円とするものです。

これによりまして、歳出合計45億380万3千円に1,209万5千円を追加し、総額を45億1,589万8千円とするものであります。

次に、第2表債務負担行為について御説明いたします。

3ページを御覧願います。

債務負担行為につきましては、遠軽町との一体的な庁舎建設をするため、遠軽町新庁舎建設工事監理業務委託への負担金といたしまして、令和5年度から令和7年度までの期間につきまして、3,311万円を限度額として、債務負担行為を定めるものであります。

債務負担行為にかかる調書につきましては、14ページ、15ページに記載をしておりますので、後ほど御照覧をお願いいたします。

次に、5ページの歳入歳出補正予算事項別明細書の1総括を省略いたしまして、3歳出から御説明いたします。

10ページをお開き願います。

3款1項1目清掃総務費24万円の増額につきましては、給与改定により2節給料について6万5千円の追加、3節職手当等について10万5千円の追加、4節共済費について7万円を追加するものです。

次のページ、12ページをお開き願います。

4款1項1目消防費1,185万5千円の増額につきましては、4月の人事異動に伴う調製、給与改定等により、2節給料について294万4千円の追加、3節職員手当等について720万8千円の追加、4節共済費について120万3千円の追加、令和6年度採用予定者の被服費として、10節需用費について50万円を追加するものです。

次に、2歳出について御説明いたします。

8ページにお戻り願います。

5款1項1目繰越金1,209万5千円の追加は、塵芥分24万円、消防分1,185万5千円を追加するものであります。

以上で、説明を終わります。

#### ○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

これより、議案第6号令和5年度遠軽地区広域組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13 認定第1号令和4年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

奥山会計管理者。

#### ○会計管理者（奥山隆男君）

認定第1号令和4年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定について御説明をいたします。

地方自治法第233条第3項の規定により、令和4年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算について、議会の認定を受けるものであります。



説明資料につきましては、赤番 2、令和 4 年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算書、赤番 3、令和 4 年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算審査意見書、赤番 4、令和 4 年度遠軽地区広域組合財産に関する調書、赤番 5、令和 4 年度遠軽地区広域組合一般会計における主要な施策の成果、赤番 6、令和 4 年度事務報告の計 5 冊であります。

赤番 2、令和 4 年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算書。

1 ページをお開き願います。

歳入に係る款及び項における決算額になります。

予算現額合計 20 億 5, 554 万 2 千円に対し、収入済額合計 20 億 7, 238 万 1, 556 円、不納欠損額、収入未済額、ともにゼロ円。

予算現額と収入済額との比較は 1, 683 万 9, 556 円となっております。

2 ページをお開き願います。

歳出に係る款及び項における決算額になります。

支出済額合計 19 億 9, 822 万 7, 983 円。

翌年度繰越額ゼロ円、不用額及び予算現額と支出済額との比較、ともに 5, 731 万 4, 017 円。

欄外下段に記載の、歳入歳出差引残額 7, 415 万 3, 573 円でございます。

3 ページを御覧願います。

歳入の決算状況でございます。

1 款 1 項負担金収入済額 17 億 9, 790 万 3 千円構成町からの、議会事務局、し尿、塵芥、リサイクル及び消防の各負担金であります。

2 款 1 項使用料収入済額 20 万 1, 993 円、生田原消防会館及び行政財産使用料であります。

4 ページを御覧願います。

2 款 2 項手数料収入済額 9, 906 万 4, 820 円、

し尿等処理手数料及び一般廃棄物処理手数料などであります。

3 款 1 項国庫補助金収入済額 9, 717 万 2 千円循環型社会形成推進交付金であります。

4 款 1 項寄附金収入済額ゼロ円

5 款 1 項繰越金収入済額 5, 232 万 1, 221 円

5 ページを御覧願います。

6 款 1 項預金利子収入済額 6, 592 円。

6 款 2 項雑入収入済額 2 千 571 万 1, 930 円、リサイクル容器売払収入、リサイクル有償入札拠出金、消防自動車売払金などあります。

次に、歳出を御説明いたします。

7 ページをお開き願います。

1 款 1 項議会費、支出済額 41 万 5, 574 円。

議会活動に要した経費であります。

2 款 1 項総務管理費支出済額 686 万 5, 094 円。

役務費の通信運搬費、電算システム保守委託料などあります。

8 ページを御覧願います。

2 款 2 項 監査委員費支出済額 2 0 万 2, 8 0 0 円。

監査業務に要した経費であります。

3 款 1 項 清掃費支出済額 8 億 9, 3 7 6 万 9, 7 9 6 円。

職員人件費、収集業務委託、ごみ焼却施設長期包括的運営委託事業、一般廃棄物最終処分場実施設等業務委託及びマテリアルリサイクル推進施設建設工事費などの経費であります。

1 2 ページをお開き願います。

4 款 1 項 常備消防費支出済額 9 億 6, 3 1 6 万 8, 9 9 0 円。

職員人件費、研修旅費及び消防車両並びに通信機器維持管理経費などあります。

1 6 ページをお開き願います。

4 款 2 項 非常備消防費支出済額 7, 4 4 7 万 5, 6 6 4 円。

団員報酬、費用弁償など消防団運営に関する経費であります。

1 8 ページをお開き願います。

4 款 3 項 消防施設費支出済額 5, 9 2 9 万 5, 5 8 3 円。

施設整備費並びに、分団配備の小型動力ポンプ付積載車・消防ポンプ自動車購入費などあります。

5 款 1 項 公債費支出済額 3 万 4, 4 8 2 円。

一時借入金利子であります。

1 9 ページをお開き願います。

6 款 1 項 予備費につきましては、支出はございません。

2 0 ページをお開き願います。

実質収支に関する調書であります。

歳入総額 2 0 億 7, 2 3 8 万 1 千円、歳出総額 1 9 億 9, 8 2 2 万 8 千円、歳入歳出差引残額及び 5 実質収支額は同額の 7, 4 1 5 万 3 千円であります。

次に、赤番 3 を御覧願います。

赤番 3 は、監査委員より提出されました、令和 4 年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算審査意見書でございます。

1 ページをお開き願います。

2 の審査の期間は、令和 5 年 1 0 月 1 8 日から 1 9 日までの 2 日間、4 の ( 1 ) 審査の結果を朗読させていただきます。

審査に付された、令和 4 年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿及び関係証書並びに遠軽地区広域組合指定金融機関の預金残高証明書と符合し、適正であると認められる。

また、予算の執行及び収入、支出、財産の管理、財務に関する事務においても全体的に適正な執行がなされていると認められる。

とされているものでございます。

赤番 4、令和 4 年度遠軽地区広域組合財産に関する調書、赤番 5、令和 4 年度遠軽地区広域組合一般会計における主要な施策の成果、赤番 6、令和 4 年度事務報告につきましては、御覧いただくことをお願いいたしまして、令和 4 年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定につい

て説明を終わらせて頂きます。

○議長（杉本信一君）

これより質疑を行います。

4番、山本議員。

○4番（山本悟君）

赤番6の事務報告についての中身で、質問したいのですがよろしいでしょうか。

20ページ、警防救急救助関係で4番全国消防協会北海道地区支部第50回全道消防救助技術訓練指導会、その中に出場隊2隊のうち、1隊が大会長表彰を受賞というふうに記載になっています。

それに関しまして、5番目全国消防協会北海道地区支部第50回全国消防救助技術大会、これに対しても出場隊が1隊で大会長表彰を受賞となっておりますが、これは何の種目でこの大会長表彰というものはどういうものなのかを説明をお願いいたします。

○議長（杉本信一君）

会田消防署長。

○消防署長（会田政敏君）

お答えさせていただきます。

救助技術を競う競技の種類は、ほふく救出というものでございます。

大会長表彰というのは、この競技はタイム、スピードばかりを競うものではなく、安全確実にミスなくできるかどうかというところを評価の一つになっていまして、タイムはまだ上のチームがあったのですが、安全確実ノーミスでゴールしたということで、この大会長表彰をいただいております。

以上です。

○議長（杉本信一君）

4番、山本議員。

○4番（山本悟君）

全国大会もそのような感じで、表彰受けたというふうがいいんでしょうか。

○議長（杉本信一君）

会田消防署長。

○消防署長（会田政敏君）

そのとおりでございます。

○議長（杉本信一君）

ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これをもって、質疑を終わります。

これより、認定第1号令和4年度遠軽地区広域組合一般会計歳入歳出決算認定についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり認定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり認定されました。

以上をもちまして、本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。

これをもって、令和5年第3回遠軽地区広域組合議会定例会を閉会いたします。

11時04分 閉会

議長

杉本 信一

議員

秋元 直樹

議員

高橋 紀久